

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		団体利用の許可
根拠法令及び条項		新座市児童センター条例第10条第2項 2 児童センターをおおむね10人以上の団体が集団的に利用しようとするときは、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。
所管部課係名		こども未来部こども支援課こども政策係
審査基準	関係条項	新座市児童センター規則第2条第2項 (利用の手続) 第2条 略 2 条例第10条第2項の規定により管理者の許可を受けようとするものは、児童センター利用許可申請書を提出しなければならない。
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 児童センターをおおむね10人以上の団体が集団的に利用しようとするときは、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。 2 上記1でいう「団体」とは児童センターの業務の性格上、条例第4条に基づき児童の健全育成に関わる団体であり、その団体を例示すると次のとおりとする。 (1) 地方公共団体 (2) 小・中学校及び高等学校(専門学校含む)、並びに保護者会 (3) 保育園、幼稚園及びその保護者会 (4) 子供会及び児童を主たる構成員とする青少年健全育成団体 (5) 障がい者(児)施設及び障がい者(児)を主たる構成員とする団体 3 施設の仮予約及び申請書の受付は、市内団体にあっては3か月前からとし、市内団体以外にあっては2か月前からとする。この場合において、市内団体とは、市内に事務所等がある団体又は事務所等がない場合は主な活動拠点が市内にある団体とする。 ただし、市、センター主催事業等においては優先的に利用予約ができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成25年4月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)